

世田谷区教育委員会事務局教育指導課

「世田谷区中学生ポートランド市派遣事業等業務委託)」に関する
プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 件名

世田谷区中学生ポートランド市派遣事業等業務委託

(2) 目的

世田谷区教育振興基本計画では、児童・生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力の育成とともに、国際理解を深め、世界の人々と共に生きていくことのできる資質・能力の基礎を醸成する取り組みを推進している。本事業では、区立中学生をアメリカ・ポートランド市等へ派遣し、学習テーマである「環境と最先端技術」に基づき、現地での取り組みや多様な文化・技術等に触れる機会を通して、地球規模の視野を持ち、自らの将来や様々な課題に対して、主体的に行動できる人材を育成することを目的に実施する。

(3) 業務内容

① 令和 7 年度ポートランド市表敬訪問業務委託

令和 7 年 1 0 月 2 6 日（日）から 1 0 月 3 0 日（木）の 5 日間（現地 3 泊）、職員 6 名のポートランド市訪問にかかる調整及び手配を行う。

ア．訪問先の調整・手配

イ．航空券の手配

ウ．アメリカ国内の移動手段の手配

エ．宿泊先の手配

オ．食事の手配

カ．添乗員及び現地通訳（英語）兼ガイドの手配

キ．通信機器の手配

② 令和 7 年度実地踏査業務委託

令和 7 年 1 0 月下旬～1 1 月中旬の 7 日程度（現地 5 泊程度）、職員 4 名が令和 8 年度に実際に生徒が訪問予定の現地校や見学場所等の視察を実施するための調整及び手配を行う。

ア．訪問先の調整・手配

イ．航空券の手配

ウ．アメリカ国内の移動手段の手配

エ．宿泊先の手配

オ．食事の手配

カ．添乗員の手配

キ．現地通訳（英語）兼ガイドの手配

ク．通信機器の手配

ケ．業務実施報告書の作成

③ 令和８年度世田谷区中学生ポートランド市派遣事業業務委託

令和８年９月下旬～１０月上旬の１１日程（現地９泊程度）、区立中学２年生２０名と引率４名をアメリカ・ポートランド市及び周辺都市へ派遣するにあたり、事業を安全かつ円滑に実施するため、航空便等の交通機関の手配、派遣先の学校や現地訪問先との調整など、派遣にかかるコーディネートを行う。

ア．航空券の手配

イ．専用バスの手配

ウ．宿泊先（ホテル）の手配

エ．食事の手配

オ．添乗員の手配

カ．現地通訳（英語）兼ガイドの手配

キ．現地訪問先の提案・調整

ク．現地校及びホームステイの調整

ケ．保護者への連絡

コ．学習会及び保護者会の運営

サ．緊急時等の対応

シ．通信機器の手配

ス．派遣報告書の作成・印刷

セ．動画の撮影・編集

ソ．企画提案書（計画書）の作成

タ．業務実施報告書の作成

（４）履行期間

①令和７年度ポートランド市表敬訪問及び実地踏査業務委託

契約締結日～令和８年３月３１日

②令和８年度世田谷区中学生ポートランド市派遣事業業務委託

令和８年４月１日～令和９年３月３１日

※本事業に係る予算の配当を条件とする。

※履行内容が良好と認められる場合は、各年度の本事業に係る予算の配当を条件とし、令和９～１０年度についても同じ事業者と随意契約を締結する。なお、契約は単年度ごととする。

２ 提案限度額

（１）令和７年度実施分

上限額１５，４７９，０００円（税込）

なお、令和８年度実施分に関しては、金額の妥当性のみを判断するため、提案する行程を踏まえて参考に作成すること。

※令和８年度実施分の本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和８年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

※令和９～１０年度以降も同等程度を見込む。

3 プロポーザル方式を採用する理由

本事業は、コミュニケーション手段としての「英語教育」と連動した異文化や多様な価値観に直接触れる実践の場としての「体験活動」として、単なる交流にとどまらず、自らが主体的に行動できる行動変容を促すことを目的とする。また「環境と最先端技術」をテーマとし、生徒の学びの効果を最大限高める工夫をしていく必要があるため、生徒の効果的な学びにつながる訪問先のプログラム内容等の提案が可能な小中学生の教育派遣業務等に幅広い知見を持つ事業者である必要がある。

また、生徒の派遣を行うにあたり、派遣事業が安全かつ円滑に実施できるような体制等を有する事業者である必要があり、その能力等によって事業の成否が大きく左右されるものである。能力・資質の優れた相手を契約相手方とするには、その事業者の能力等を審査し、広く事業者を募集するプロポーザル方式が最適であるため、プロポーザル方式を採用する。

4 参加資格

提案書提出時において、次の要件をすべて満たす法人であること。

なお、共同事業体（コンソーシアム）による参加の場合は、(5) は代表企業となる事業者が条件を満たすもので足りるものとし、(1) ～ (4)、(6) については、全ての構成員が満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 法人事業税（「地方法人特別税」を含む）、法人税又は所得税、消費税及地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 平成30年度以降に小・中学生の海外派遣事業を実施した実績を有していること。
- (6) 「世田谷区中学生ポートランド市派遣事業等業務委託審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

【構成員は以下の通り。】

委員長	学校教育部長	秋山	武徳
副委員長	学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当）	赤司	祐介
委員	教育指導課統括指導主事	稲	満美
	教育指導課指導主事	高麗	裕太
	梅丘中学校長	石綿	健一郎

5 提案条件説明書の交付期間及び方法

(1) 提案条件説明書の交付期間

令和7年6月13日（金）から令和7年6月27日（金）まで

(2) 方法

世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/kuseijouhou/keiyakunyuusatsu/category/13141.html>

6 参加表明書の提出期限、提出先及び方法等

(1) 期限

令和7年6月27日（金）午後5時まで

(2) 提出先

世田谷区教育委員会事務局学校教育部教育指導課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

（世田谷区役所東棟6階603番窓口）

(3) 方法

持参または郵送（期限までに必着、簡易書留に限る）による。

※郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと。

(4) 提出書類及び部数

様式1「参加表明書」【正本 1部】

4（5）の要件を満たすことが確認できる書類 【1部】

なお、共同提案による参加（コンソーシアム）の場合は以下も提出すること。

様式2-1「共同事業体構成書」【1部】

様式2-2「共同事業体協定書兼委任状」【1部】

様式2-3「委任状」【1部】

以下の書類は、世田谷区の競争入札参加資格を有している事業者は提出不要。

A. 履歴事項全部証明書 【正1部】

※発行から3ヵ月以内の原本

B. 税務署が発行する納税証明書（「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」及び「法人税又は所得税」、「消費税及び地方消費税」） 【正1部】

※発行から3ヵ月以内の原本

C. 提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可） 【正1部】

※発行から3ヵ月以内の原本

D. 財務諸表（過去3年間）【正1部】

(5) 辞退

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、様式3「参加辞退届」を提出すること。

7 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格の有無を確認後、7月1日（火）までに、招請通知（プレゼンテーション及びヒアリング）をメールで送付する。

8 質問受付

(1) 質問方法

世田谷区教育委員会事務局学校教育部教育指導課あて電子メールによる。

※メールアドレスはセキュリティの観点から、希望者からの問合せに基づき個別に伝達する。

※質問事項を word 等でパスワード付き電子データを添付して送信する場合は、別途担当課より送信の仕方の指示を受けること。(パスワード付き電子データは区のメールセキュリティにより、そのままでは受信出来ないため)

(2) 受付期限

令和7年7月3日(木)午後5時まで

(3) 回答期限

令和7年7月11日(金)までに電子メールにて参加表明した全事業者に回答する。

9 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 期限

令和7年7月28日(月)午後5時まで

(2) 場所

世田谷区教育委員会事務局学校教育部教育指導課
6(2)のとおり

(3) 方法

持参又は郵送(期限までに必着、簡易書留に限る)による。

(4) 提出書類及び部数

① 提案書【正本1部、副本6部】

② 様式4「提案書の提出について」【①提案書正本1部の表紙として1部提出すること】

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施について

提案書を提出したすべての事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

実施日、実施場所等については、提案事業者に対し別途通知する。

10 提案書の内容

(1) 提案書の仕様

① A4サイズとし、書式は自由とする。枚数については特に指定しないが、簡潔明瞭に記述すること。また、資料添付も可とする。

② 提案書には頁をふり、目次をつけること

③ 副本(添付書類を含む)は、事業者名がわからないように、事業者名や所在地、事業者名を用いた商品名等を削除するかマスキングして隠すこと。

(2) 提案書項目について

① 法人概要

ア 商号又は名称(株式会社・有限会社等法人格の種類もあわせて表示すること。)

イ 本店所在地(ビル名等方書きがあれば明記すること。)

ウ 設立登記年月日

エ 提案書作成日直近における従業員数

オ 提案書作成日現在の資本金額

カ 平成30年度以降に小・中学生の海外派遣事業を実施した実績

※共同事業体（コンソーシアム）による参加の場合は、代表事業者（受任者）、構成事業者（委任者）の法人別にアからオについて明示すること。なお、代表事業者（受任者）はカについても明示すること。

② 本業務委託に対する提案内容

ア 本業務への取組方針

イ 本業務の実施体制（人員の配置、実施スケジュール、区への連絡体制等）

ウ 現地プログラム内容（具体的な訪問先及び選定理由、旅程等）

エ 学習会の実施体制（実施内容、教材等）

オ 危機管理体制（事故やトラブル発生時の連絡体制や対応内容等）

③ 受託経費見積書

※令和7年度実施分と令和8年度実施分を分けて作成すること。

※令和8年度実施の中学生派遣事業について、【様式5】に沿って作成すること。

④ その他アピールしたいことがあれば、具体的に記入すること。

1.1 審査方法

委託先の候補者を選定するため、「世田谷区中学生ポर्टランド市派遣事業等業務委託事業者選定委員会設置要綱」により選定委員会を設置し、提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングにより、評価基準に基づき総合的に審査する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング開催日（予定）

令和7年8月4日（月）

(2) プレゼンテーション及びヒアリング開催場所（予定）

世田谷区役所（詳細は別途通知）

(3) 選定委員会の構成員

役職名	職	氏名
委員長	学校教育部長	秋山 武徳
副委員長	学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当）	赤司 祐介
委員	教育指導課統括指導主事	稲 満美
委員	教育指導課指導主事	高麗 裕太
委員	中学校校長会代表	石綿 健一郎

(4) 評価基準

① 事業目的の理解

② 実施体制

③ 現地プログラム内容

④ 学習会の実施体制

⑤ 危機管理体制

⑥ 類似業務に係る受託実績

⑦ 受託経費見積の妥当性

⑧ ヒアリングでの説明内容の的確性

(5) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年8月6日（水）に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し

た提案者に対し、様式1「参加表明書」に記載の電子メールアドレスあてにメールで通知する。

1.2 参加者の失格

次の事項の一つ以上に該当するときは、失格とする場合がある。

- (1) 定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しないとき。
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
- (3) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) 審査結果に影響を与えるような工作をしたとき。
- (5) その他、説明書に違反すると認められるとき。

1.3 提案にあたっての留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 「16 担当部課」に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。
- (8) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (9) 提案書の提出後に「4 参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

1.4 選定スケジュール

日 程	内 容
6月13日(金)	ホームページにて公募開始 提案条件説明書配布開始
6月27日(金) 午後5時まで	提案条件説明書配布期限 参加表明書提出期限
7月1日(火)	招請通知の発送
7月3日(木)	質問提出期限
7月11日(金)	質問回答
7月28日(月) 午後5時まで	提案書提出期限
7月29日(火)～ 8月1日(金)まで	提案書内容調査
8月4日(月)	プレゼンテーション及びヒアリング
8月6日(水)まで	審査結果通知発送
8月下旬(予定)	契約締結

1 5 本件担当部課

〒1 5 4－8 5 0 4 世田谷区世田谷4丁目2 1 番2 7 号

世田谷区教育委員会事務局学校教育部教育指導課

(世田谷区役所東棟6階6 0 3番窓口)

電話：0 3－5 4 3 2－2 7 0 6 ファクシミリ：0 3－5 4 3 2－3 0 4 1

付 則

この要領は、令和7年6月1 3日から施行する。